

井原市西江原公民館管理運営委員会規則

(総則)

第1条 井原市西江原公民館（以下、「公民館」という。）の管理・運営、事業を円滑に推進するため、公民館管理運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、事務局を公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、井原市から委託を受けた公民館の管理・運営、西江原町民の生涯学習の振興や家庭・地域社会の教育力の向上のため、町民の教養・文化の向上、健康増進、コミュニティ活動の推進等にかかる公民館事業の振興を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 公民館の管理・運営体制の確立
- (2) 公民館の施設・設備の管理・保全
- (3) 各年齢層の町民を対象にした各種学習講座及びひとづくり・まちづくりを推進する事業

(組織構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる町内の各種団体などの代表者および役員、学識経験者並びに公民館長をもって組織する。

自治連合協議会、消防団、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地区公民館、興学会、まちづくり協議会、公民館運営審議会、その他関係する団体

2 委員会に、次の専門部を置く。

総務部、情報部、教養部、ふれあいのまちづくり部、文化部、体育・レクリエーション部、愛育部

3 委員会の組織及び各専門部の分掌については別に定める。

(役員および委員の任期)

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名（うち1名は、常任委員長とする。）
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2名

2 委員長は、公民館長をもって充てる。

3 常任委員は、別に定める各専門部長と委員長の必要と認めた委員を充て、常任委員の互選により常任委員長1名と委員会副委員長を選任する。

- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、任期の途中で欠けたる委員の補欠として選任された委員、役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、委員の意見を徴して委員長が委嘱する。

(任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。特に、常任委員長である副委員長は、委員会の運営を総務する。
- (3) 常任委員は、各専門部を統括するとともに各専門部との連絡調整をする。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、総会および常任委員会とし、委員長が招集し議長となる。

- 2 総会は、委員全員で組織し、年2回開催する。
- 3 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員並びに委員長が必要と認めた委員でもって組織し、必要に応じて開催する。
- 4 いずれの会議も委員の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、会議を開催するいとまのないときは、委員長が専決することができる。なお、この場合、事後最も近い会議で報告しなければならない。

(会計年度)

第8条 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、常任委員会の承認を得て委員長が定める。

(附則)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

この規則の施行に伴い、平成13年5月23日改正の「西江原公民館管理運営についての規約」は廃止する。

平成26年5月22日一部改正。

平成30年3月23日一部改正。

令和4年12月14日一部改正。